

京都大学大学院医学研究科及び田辺製薬（株）創薬研究所の
ヒト E S 細胞の使用計画の確認について（報告）

平成 14 年 7 月
文 部 科 学 省

以下のヒト E S 細胞使用計画について、「ヒト E S 細胞の樹立及び使用に関する指針」第 36 条第 1 項に基づき、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びヒト E S 細胞研究専門委員会（主査：豊島久真男 住友病院長）による審査の結果を踏まえ、文部科学大臣として使用計画の確認を行ったので、同条第 4 項に基づき、総合科学技術会議に報告する。

京都大学大学院医学研究科「ヒト E S 細胞を用いた血管発生・分化機構の解析と血管再生への応用」
（平成 14 年 1 月 30 日付申請、同年 4 月 26 日確認）

田辺製薬（株）創薬研究所「ヒト E S 細胞を用いた血管発生・分化機構の解析と血管再生への応用」
（平成 14 年 4 月 17 日付申請、同年 6 月 27 日確認）

なお、この研究は京都大学と田辺製薬とで共同研究を行っているものである。

（このほか、現在、信州大学医学部、東京大学医学部附属病院及び東京大学医科学研究所から申請のあった使用計画を審議中。なお、これらはすべて海外からヒト E S 細胞を輸入することとしている。）

< 京都大学大学院医学研究科 >

1 . 使用計画について

使用計画名：ヒト E S 細胞を用いた血管発生・分化機構の
解析と血管再生への応用

使用機関名：京都大学大学院医学研究科

使用機関長：中西 重忠 京都大学大学院医学研究科長

使用責任者：中尾 一和 同研究科教授

申請年月日：平成 1 4 年 1 月 3 0 日 (1 月 3 1 日受付)

ヒト E S 細胞の入手先：Monash 大学 (オーストラリア)

計画の概要：ヒト E S 細胞からヒトの血管発生・再生の分子
機構の解明等を行うもの

2 . 使用計画の審査等の過程

平成 1 4 年 1 月 3 0 日付けで申請のあった使用計画について、
事前審査及び 4 回の審査 (2 月 1 9 日、3 月 8 日、3 月 2 7 日、
4 月 2 3 日) を経て、4 月 2 6 日に文部科学大臣により確認

3 . 専門委員会における審査の主たる論点

ヒト E S 細胞を海外から輸入するに当たっての基本的要件

- ・「余剰胚」であるべきであり、研究のために作成されたものではないこと
- ・当該余剰胚は、適切なインフォームド・コンセントの手続により提供されたものであること
- ・樹立に供されるヒト受精胚は無償で提供されるべきこと及びヒト E S 細胞の分配は、必要な経費を除き、無償で分配することを満たしていることが確認され、問題はないものとして日本国内での使用を認めた。

< 田辺製薬株式会社創薬研究所 >

1. 使用計画について

使用計画名：「ヒトES細胞を用いた血管発生・分化機構の
解析と血管再生への応用」

使用機関名：田辺製薬（株）創薬研究所

使用機関長：木本 安彦 創薬研究所長

使用責任者：仁藤 新治 創薬研究所先端医学ユニット長

申請年月日：平成14年4月17日（同日受付）

（上記京都大学大学院医学研究科との共同研究）

2. 使用計画の審査等の過程

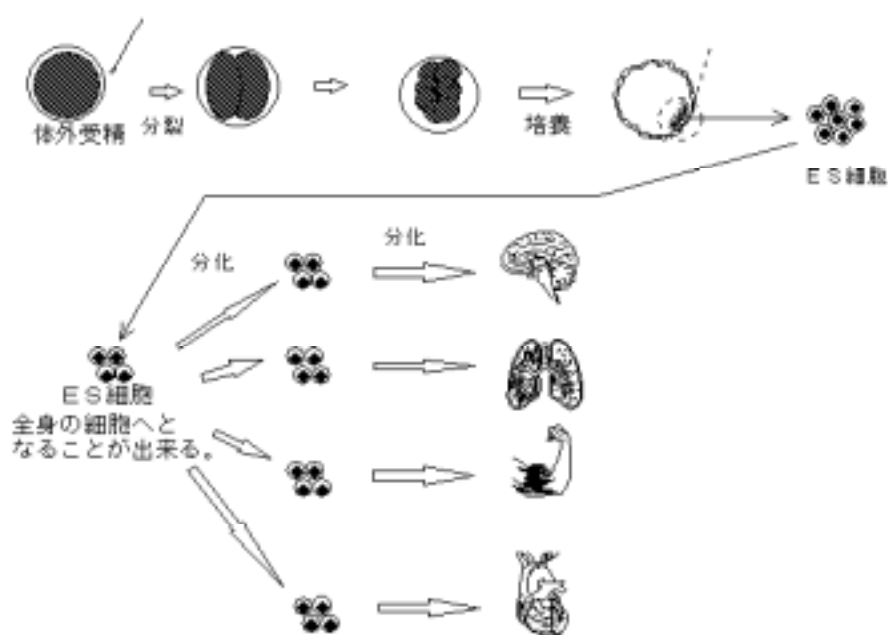
平成14年4月17日付けで申請のあった使用計画について、
事前審査及び2回の審査（5月29日、6月18日）を経て、
6月27日に文部科学大臣により確認

「ヒト E S 細胞の樹立及び使用に関する指針」について

1 . E S 細胞について

E S 細胞とは、受精卵を壊して作られる細胞で、体のあらゆる種類の細胞に分化することができると言われていた万能細胞のこと。

将来的な医療への応用が期待される一方、ヒトの場合は受精卵を壊さなくてはならないという倫理的問題がある。



<ヒト E S 細胞の樹立と応用>

ヒト E S 細胞が作成される（「樹立」という）場合、体外受精により作成された、受精後 5 ～ 7 日のヒトの受精卵から一部の細胞を取り出し、培養して作られる。作られたヒト E S 細胞は、様々な条件下におくことにより、神経細胞や筋肉細胞に変化（「分化」という）させることが可能と言われており、日本でも動物においてその研究が進められている。

2 . 指針の策定について

平成 12 年 3 月、科学技術生命倫理委員会が報告書を取りまとめ。

「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」（平成 12 年 3 月 6 日生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会）

この報告書及び意見公募に寄せられた意見を踏まえ、文部科学省が指針案を作成。

平成 13 年 4 月、総合科学技術会議に諮問し、意見を聴取。

諮問第 3 号「ヒト E S 細胞の樹立及び使用に関する指針について」（平成 13 年 4 月 19 日）

平成 13 年 8 月末の同会議からの答申を受け、同年 9 月、指針を公表、運用開始。

「ヒト E S 細胞の樹立及び使用に関する指針」（平成 13 年文部科学省告示第 155 号）